

木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（他３地区）策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１ 目的

この要領は、木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（他３地区）策定支援業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するためのプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

２ 業務の概要

(1) 業 務 名	木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（他３地区）策定支援業務委託
(2) 業 務 内 容	別添「木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（他３地区）策定支援業務委託仕様書」のとおり
(3) 履 行 期 間	委託契約締結日から令和７年３月１４日（金）まで
(4) 当該予算額	金１８，９９４，８００円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、予定価格を示すものではない。

３ 公募型プロポーザル方式採用の理由

本業務は、令和４年度に策定した「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」、「木更津飛行場周辺まちづくり基本計画」に基づき、重点地区である江川総合運動場周辺、木更津駅周辺、旧庁舎跡地における具体的な整備方針を定めるとともに、回遊促進に資する各重点地区間の連携方策の検討を目的とする業務である。

また、「木更津市基本構想」における「みなとまち木更津再生プロジェクト」及び「木更津市国土強靱化地域計画」と連携する計画とし、「都市計画マスタープラン」などの各種計画とも連携させながら、防衛省「まちづくり構想策定支援事業」の趣旨に沿って実施する必要があることから、専門性ととともに質の高さが求められるため、価格競争のみで選定するのではなく、公募により複数の者から企画を提案してもらい、創造性、技術力等を審査する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

４ 提案資格

- (1) プロポーザル参加意向申出書（別記第１号様式）の提出期限日において、木更津市入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のほか、次

の事項のいずれにも該当しない者

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者、又は受注者を決定する前６ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - ② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 過去に同様の業務（まちづくりに関する計画等の策定）の履行実績があること。
- (5) 上記（２）から（４）に該当する者で、提案資格と同様の要件を有していると認められる者。

５ 実施スケジュール（事務の都合により変更となる場合がある。）

実施要領等の配布	令和６年６月３日（月）
質問の受付期間	令和６年６月３日（月）から 令和６年６月１１日（火）午後５時まで
質問の回答	令和６年６月１３日（木）
プロポーザル参加意向申出書提出期限	令和６年６月１７日（月）午後５時まで
提案資格確認結果通知及び プロポーザル関係書類の提出依頼	令和６年６月１９日（水）
提案書類の提出期間	令和６年７月３日（水）午後５時まで
事前審査（※）	令和６年７月５日（金）
事前審査通知（※）	令和６年７月８日（月）
プレゼンテーション審査	令和６年７月１１日（木）
審査結果通知	令和６年７月１２日（金）
受託候補者と協議及び見積書の提出	令和６年７月１６日（火）以降
契約の締結及び委託開始	令和６年７月下旬

※事前審査については、提案者が５事業者を超える場合のみ実施する。

６ 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を次のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・ 木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（他３地区）策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・ 木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（他３地区）策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル別記様式
- ・ 木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（他３地区）策定支援業務委託仕様書

(2) 交付方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

(直接受け取る場合)

受取場所：千葉県木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎8階
企画部地域政策室

時 間：午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日を除く）

※郵送、ファクス及び電子メールでの配布は行わない。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出期限 令和6年6月11日（火）午後5時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、質問書（任意様式）を担当部局に提出するとともに、電話により担当部局へ提出したことを連絡すること。

(3) 回答

令和6年6月13日（木）に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

8 参加意向申出

(1) 応募書類 ①プロポーザル参加意向申出書（別記第1号様式）

②本要領4(4)に定める内容が確認できる業務実績（任意様式）

(2) 応募期限 令和6年6月17日（月）午後5時まで（必着）

(3) 応募方法

持参もしくは郵送によること。

※持参の場合は、担当部局に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

【提出先】

〒292-8501 木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎
企画部地域政策室 （電話：0438-38-6890）

9 提案資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類の提出依頼

プロポーザル参加意向申出書の内容について、提案資格を満たしているかを確認し、令和6年6月19日（水）に、参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書及びプロポーザル関係書類提出依頼書を発送する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

10 参加辞退

本要領9により提案資格を有すると認められてから、プレゼンテーション審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

11 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

①本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（他3地区）策定支援業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会委員が、提出された提案書類に基づくプレゼンテーション審査の内容について、下記「（2）評価基準」及び「（3）評価項目の採点基準」に基づき、採点を行う。その上で以下ア及びイのいずれも満たす者を受託候補者として選定するものとする。

（ア）合計得点が最も高い者

（イ）合計得点が、以下の式を満たしている者

【合計得点 $\geq$ 評価項目の合計点（100点） $\times$ 審査会委員の人数 $\times$ 0.6】

②最高得点者が2事業者以上になった場合は、審査会委員の協議により受託候補者を選定する。

③提案者が1事業者のみの場合でも、審査会（プレゼンテーション方式）の開催を経て、受託候補者の選定を行うものとする。

(2) 評価基準

【評価基準】		
評価項目	評価の視点	配点
①業務実施体制	・本市との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、確実な業務を遂行できる体制が取られているか。	15
②業務実績	・過去において十分な業務実績を有しているか。	10
③実施手順	・仕様書の内容に基づき、効率的なスケジュールが計画されているか。	10
④業務理解度	・本業務の目的を理解し、専門的見地からふさわしい提案を行っているか。 ・本市の総合計画やまちづくり基本構想・基本計画の内容を理解しているか。	10
⑤策定検討委員会等の支援	・策定検討委員会や住民説明会等の実施手順、意見等を計画に反映する手法は効果的か。	10

⑥基礎調査等	・本市の現状等を的確に把握しているか。	10
⑦企画力	・重点地区の整備について、まちづくり基本構想等における基本理念等を踏まえ、適切かつ有益な提案がなされているか。	10
⑧公表資料の作成支援	・理解しやすい公表資料（実施計画、策定検討委員会資料、住民説明会資料など）を適切に作成できるか。	10
⑨その他	・本業務に対する意欲、熱意が見られるか。	10
⑩価格点	・以下の式により算出する。 【(提案価格の最も低い価格÷当該提案者の価格) ×本評価の配点】 ※小数点以下を切り捨て後、集計する。	5

(3) 評価項目の採点基準

評価	評価基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0

12 提案方法

提案者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出すること。なお、1事業者につき1つの提案の提出に限る。

(1) 提出書類 後述のとおり

(2) 提出方法 電子メール及び持参によること。

※提出書類をPDF形式に変換し、電子メールに添付して提出すること。

メール1通あたりのファイル容量は10MB以内とし、容量が大きい場合は分割して送信すること。

※持参については、担当部局に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※提案書提出時にくじを引き、番号の大きい提案者から当日のプレゼンテーションを開始する。

(3) 提出期限 令和6年7月3日（水）午後5時まで

(4) 作成上の注意

①作成にあたっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。

②提出書類は、提案書表紙に代表者印を押印した正本１部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本１０部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。

③サイズは日本産業規格によるＡ４判とすること。

(5) 事前審査

提案者が５事業者を超える場合には、提出書類について、本要領１１による事前審査を行い、内容が優れた５事業者を本審査の対象とする。事前審査の結果については、令和６年７月８日（月）までに通知する。

○提出書類

提出書類	留意事項
①提案書表紙（別記第２号様式）	所在地・会社名・代表者を記入し、代表者印を押印した上で鑑表紙とする。
②企画提案書（任意様式）	本業務に対する基本的な考え方、取組方針を記載するとともに、仕様書に示す業務内容について、具体的な実施方法及び業務フローを記載する。
③業務工程表（任意様式）	業務のスケジュールを記載する。
④業務実績（別記第３号様式）	直近１０カ年の類似業務の契約実績を最大５件まで記載する。
⑤業務実施体制（別記第４号様式）	本業務に係る人員について、担当する業務内容及び役割を記載する。
⑥配置予定者の経歴調書（別記第５号様式）	配置予定人員の氏名、経歴、実績等について記載する。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付する。
⑦会社概要	Ａ４サイズのパンフレット等も可とする。
⑧見積書（任意様式）	合計金額のほか、積算内訳も記載する。

※１１（２）評価基準において、「評価の視点」として定められている内容については、上記様式のいずれかにおいて補足説明を盛り込むこと。

13 プレゼンテーション審査

本プロポーザルの審査は、審査会委員が、本要領１１で示す評価方法及び評価基準に基づき審査を行う。

なお、プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

- (1) プレゼンテーションの時間は１事業者当たり１５分以内とする。
- (2) プレゼンテーションの実施終了後、約１０分の質疑応答時間を設ける。
- (3) プレゼンテーション会場への入場者は、１事業者あたり３名以内とする。

(4) プレゼンテーションは、提出書類を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。

(5) プレゼンテーションに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターは、本市で用意する。なお、プレゼンテーション用の資料はパワーポイント形式とし、作成したデータをＣＤ－Ｒで担当部局へ提出すること。

※パソコンは、Microsoft Office Power Point 2019がインストール

(6) プレゼンテーションの日程は次のとおりとし、詳細は別途通知する。

- ・実施日 令和6年7月11日（木）
- ・実施場所 木更津市役所 駅前庁舎8階

14 審査結果の通知

審査結果については、結果通知書を郵送する。

- (1) 通知日 令和6年7月12日（金）
- (2) 審査結果についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

15 審査結果の公表

審査結果については、次のとおり公表する。

- (1) 公表事項 参加事業者名（受託候補者のみ）、総合計得点
- (2) 公表方法 木更津市公式ホームページ内に掲載する。

16 契約の締結

(1) 受託候補者と業務の詳細を協議の上、再度見積書（提案書類の提出時の見積書とは別に）を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約）

(2) 受託候補者に事故があり、見積書を徴することが不可能となった場合、又は受託候補者との協議が整わない場合は、次点者と業務の詳細等を協議のうえ、契約を締結する。

17 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とし、プロポーザル参加停止通知書により通知する。

- ① 提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
- ② 本要領4の提案資格を満たしていないと判断される場合
- ③ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積額が当該予算額を超えている場合

- ⑤ プレゼンテーション審査に欠席した場合
 - ⑥ 選考の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦ 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する費用は、すべて当該提案者の負担とする。
 - (3) 提出書類は、返却しない。
 - (4) プロポーザル参加意向申出書及び提案書類等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
 - (5) 提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
 - (6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、木更津市情報公開条例（平成12年条例第4号）に準じ、提出書類を公開することがある。
 - (7) 本業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、本市に帰属するものとする。
 - (8) 提案者がいなかった場合や、本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
 - (9) 受託候補者が決定するまでの間、提案者の数等は公表しないものとする。

18 担当部局

〒292-8501

木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎8階

木更津市企画部地域政策室

電話：0438-38-6890 FAX：0438-23-9338

Email：chiiki@city.kisarazu.lg.jp